



2016年、NISAが

(少額投資非課税制度)

変わりました。

「NISA」は、個人投資家の中長期の資産形成を応援する制度です。
NISA口座で投資すると、公募株式投信などの譲渡益や分配金・配当金等が非課税となります。

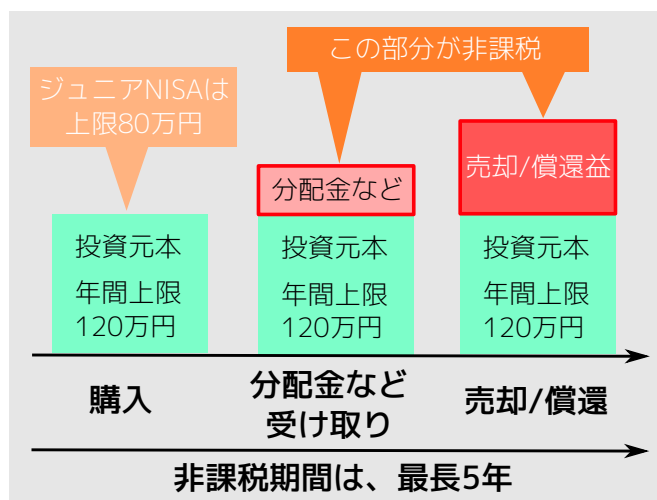
NISA

非課税投資枠が、
年間100万円
→年間120万円に！
20歳以上の方が対象

ジュニアNISA

未成年向けの
「ジュニアNISA」が
始まりました！
0～19歳の方が対象

制度の概要



主な対象商品

上場株式	国債、社債
公募株式投資信託	公共債投資信託
上場REIT（不動産投資信託）	預貯金

- 全ての金融商品を示したものではありません。
- 左記の分配金には、投資信託の元本払戻金(特別分配金)は含まれません。
- ジュニアNISA口座では、18歳までは払出しが制限されます。
- 課税ジュニアNISA口座では、ジュニアNISA口座の対象外の金融商品も購入できます。
- 当行では上場株式は取り扱いがありません。

留意点

- NISA口座は原則1人1口座です。
- NISA口座を開設する金融機関の変更は1年単位でしか行なえません。金融機関の変更をした場合には、複数のNISA口座を持つこととなりますが、買付けができるのは各年につき一つのNISA口座だけです。
- ジュニアNISA口座での投資は2016年4月から可能です。なお、口座開設後の金融機関の変更ができません。
- 収益(売却益・配当等)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。損益通算や損失の繰越控除はできません。

■当資料中のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。 ■裏面の「リスク等について」をご覧ください。



NISAとジュニアNISAの比較

ポイント

2016年より、NISAの年間購入枠が100万円から120万円に増額されるとともに、ジュニアNISA制度も始まりました。非課税期間はいずれも最長5年ですが、ジュニアNISAではそれ以降も20歳になるまで非課税で保有し続けることができます。長期的な非課税投資の方法ができたことは、ジュニアNISAのポイントの1つと考えられます。

2016年以降のNISAとジュニアNISAの概要

	NISA	ジュニアNISA
対象年齢		
(各年の1月1日時点において)	20歳～	0～19歳
非課税購入額		
	毎年120万円まで	毎年80万円まで
非課税対象商品		
(両制度とも同じ)	公募株式投資信託など	公募株式投資信託など
非課税期間		
(両制度とも同じ)	最長5年	最長5年
購入可能期間		
	～2023年	2016年*1～2023年
口座からの払出制限		
	制限なし	18歳*2までは制限あり
運用の管理者		
	本人	親権者など

*1 ジュニアNISA口座を通じた運用開始は、2016年4月1日受渡分からとなります(口座開設の事前受付は2016年1月以降)。

*2 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例：高校3年生の1月以降)、払出制限はなくなります。

リスク等について

当資料は証券税制など資産運用に関する情報提供を目的に作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、内容は平成27年11月現在の法令・制度等の情報にもとづき作成しており、今後の法令・制度の変更等により内容が変更される場合があります。詳細は所轄の税務署または税理士等の専門家へご相談くださいますようお願いいたします。

各金融商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(当行で取扱いの投資信託の場合は、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等)の諸経費をご負担いただく場合があります。

また、各商品等には、価額の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面または目論見書等をよくお読みいただいたうえ、ご自身でご判断下さい。



もみじ銀行

会社の名称： 株式会社もみじ銀行

登録金融機関：中国財務局長（登金）第12号

加入協会： 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

■NISA・ジュニアNISAに関するお問い合わせ先

もみじ銀行 業務サポート部 0120-710569 受付時間：9:00～17:30（ただし銀行休業日を除きます）